

減損会計の適用と税務処理

経済環境の悪化に伴う資産価値の下落が進む中で、保有資産の減損処理を避けて通ることはできません。その一方で、減損損失が常に税務上、損金算入できるとは限りません。

減損処理を行った場合には、税務上の損金算入のタイミング、損金算入の判断を行った経緯が説明できる資料等を整備し、将来の税務調査に備えることが必要です。

業績悪化事由による 役員給与の減額改定

業績悪化に伴い、期中に役員給与の減額改定を行う場合も少なくないと思います。

定時株主総会の承認による改定のように、事業年度開始から3カ月以内に改定が行われる場合には、税務上の問題はありません。

減額改定が3カ月より後に行われる場合は、「業績悪化事由」の要件に該当するか否かの検討が必要です。また、「業績悪化事由」を確認できる書類の整備も不可欠となります。

子会社支援

業績が思わしくない子会社の再建等のための支援策の検討も、今後の大きな課題の一つになると考えられます。しかし、安易な支援は、将来の調査での寄附金認定のリスクを伴います。

支援の対象、タイミング、方法等、適切な支援計画の立案と実施が必要不可欠です。

急激な業績の悪化による 移転価格算定方法の見直し

ここ数年、国外関連者との取引に係る移転価格を算定する方法(以下、「移転価格算定方法」として、海外子会社に一定の営業利益を保証する結果ともなるTNMM法やCPM法を適用するケースが多くなっています。しかし、昨今の経済状況の中で、海外子会社に今までどおりの利益を「保証」することが難しくなっており、その結果、TNMM法やCPM法の有効性と現実性について疑問視する動きが出てきています。また、その一方で、規則に沿って移転価格の妥当性を十分に説明できなければ、大きな課税リスクを抱えることにもなります。そのため、比較対象企業や検証方法の変更も含めて、移転価格算定方法の見直しが必要になってきています。

事前確認(APA)制度は将来の移転価格リスクを排除する方法として非常に有効な手段です。しかし、APAは比較対象企業の過去年度の実績に基づき、将来年度の移転価格を算定するものであり、すでにAPAを合意している場合においては、最近の予想外の経済環境の悪化により、APAで合意した海外子会社が稼得すべき利益水準が、実際の業績と大幅に乖離する結果になる可能性が高くなっています。このようなケースでは、APAにおける、重要な前提条件(Critical Assumption)からの乖離に相当する可能性はないか、また、その結果、APAの修正等は可能か、更新時期における対応まで待つのか、あるいはそれ以外の対処が可能か等について至急の検討が必要となります。

一方、現在APAを申請中の場合は、移転価格のプロフェッショナルと協議の上、APA期間の短縮、検証方法の変更、詳細な重要な前提条件の設定等、現状に即した対処方法を検討することが必要になります。

現在APAを検討中の場合は、APA期間中の収益予測、経済予測に基づき、APA期間だけではなく、経済が回復した場合の影響も考慮して、合理的な移転価格算定方法を検討する必要があります。



不況期だからこそ気をつける税務上の課題

当法人のサービスについてのお問い合わせは、貴社担当者、または下記までお気軽にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
Marketing & Communications (担当: 林、高橋)
Tel: 03-5251-2400 E-mail: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

グループ企業の組織再編、再生

経営効率化のためのグループ内の組織再編は、グループ外企業との再編行為に比べ、税務上の適格要件が緩和されているため、機動的な組織再編が可能です。

しかし、その一方で、税務上の欠損金(および含み損)の損金算入制限を受ける場合もありますので、再編を行う前には十分な検討が必要です。

なお、中小法人の再生税制については、2009年度の税制改正でも見直しが行われており、制度活用の利便性が大幅に改善されています。

中小法人を対象とした 欠損金の繰戻還付

2009年度税制改正で、中小法人を対象に欠損金の繰戻しの還付制度が復活しました。

この制度は、事業年度末の資本金が1億円以下の法人について、2009年2月1日以後終了する事業年度から適用されます。親会社の規模にかかわらず欠損法人単位での資本金を基準に適用対象が決まりますので、グループ子会社等における活用の可能性が高いといえます。

還付制度を受けようとする場合には、法人税申告書とともに、繰戻還付請求書の提出が必要です。

海外子会社からの 受取配当非課税制度

2009年度税制改正において海外子会社配当に係る取り扱いが大幅に改正されました。

この結果、子会社の所在地国の税制によっては連結ベースの税負担が減少するケースが多いと予測されますが、一方ではむしろ税負担が増大するケースもあり得ます。

外国子会社合算課税制度(いわゆる、タックスヘイブン税制)の改正とも併せて、海外への出資形態や海外子会社の再編等の見直しが必要になるかも知れません。